

森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱

制定 令和4年4月1日

改正 令和5年3月14日

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、森・職・人づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、団地形成のための意向調査、意向調査等により形成された団地に係る基幹作業道の整備、再造林等の森林整備、林業経営体の活性化や担い手対策等に必要な経費の補助を行うことを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助金額、事業実施主体等は、別表1～3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 整備内容が複数年度に及ぶ場合には、各年度の内容がわかるよう申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 国、県等の補助事業を活用する場合は、事業完了後に申請を行うことができる。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。ただし、整備内容が複数年度に及ぶ場合には申請年度に係る経費のみの交付決定とする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 前条第3項に定める場合は、交付決定通知と第11条に定める確定通知を兼ねることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により事業実施主体に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 事業実施主体は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係

る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第8条 事業実施主体は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 前条ただし書の市長が定める軽微な変更は、別表に定める重要な変更以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第4号様式)を事業終了後30日以内または3月31日のいずれか早い期日までに市長へ提出しなければならない。ただし、第4条第3項により申請した場合は省略することができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に補助金の額の確定通知書(別記第5号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第12条 前条の額の確定の通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、事業実施主体は、補助金概算払請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(6) 交付決定後に、第7条に基づく申請の取下げがあったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項による取消しをした場合には、速やかに事業実施主体に通知する。
(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、補助金の交付の決定の取り消しが、病気や災害等によるやむを得ない理由によるもので、これを市長が認める場合には、この限りではない。

2 市長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、事業実施主体に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 事業実施主体は、補助金に係る関係書類を整備し、交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に係る事業から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 森林団地基盤整備事業補助金交付要綱

(2) 林業経営体就業・定着促進事業補助金交付要綱

3 この要綱の施行の日前に、この要綱による廃止前の前号の掲げる要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき補助金の交付の対象となる事業の認定を受けた者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に係る事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る事業から適用する。

別表 1

森づくり支援

共通事項

事業実施主体	林業経営体
重要な変更	申請事業費の増額
対象経費	対象事業費から消費税及び地方消費税を除いた経費
備考	森林団地及び準森林団地とは、林業経営体が複数の森林所有者から森林の経営管理委託を受けた森林で、別に定める森林団地等認定要領に基づき市の認定を受けたものをいう。

団地化支援

対象事業	森林団地又は準森林団地形成のため森林所有者に対して行った意向調査
補助金額（率）	1,000円/件
備考	森林所有者に対して行った意向調査の送付または回答1つを1件として扱う。

施業プラン作成支援

対象事業	森林団地又は準森林団地形成のための森林整備に関する計画作成
補助金額（率）	30,000円/ha
備考	森林団地：年度毎の施業内容及び施業箇所が示された10年以上の計画を作成すること。 準森林団地：年度毎の施業内容及び施業箇所が示された5年以上の計画を作成すること。

造林支援

対象事業	意向調査及び意向調査等により形成された森林団地及び準森林団地に係る森林整備等
対象経費	国又は県の補助事業を活用して実施する下記作業に要する費用 作業道・基幹作業道等の設置、 再造林、雪起こし、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐（切捨）
補助金額（率）	森林団地：10/10以内 準森林団地：9/10以内 ただし、対象経費から国又は県の補助額を差し引いた残額。
備考	国又は県の確定通知の日から2年以内を申請期限とする。

測量設計支援

対象事業	意向調査及び意向調査等により形成された森林団地及び準森林団地に係る森林整備等
対象経費	基幹作業道を整備するための測量設計にかかる費用

補助金額（率）	$\text{契約面積（再造林）} / \text{契約面積（主伐）} \times 100 = \text{再造林率（A）}$ Aが50%以上・・・補助率100%以内 Aが50%未満・・・補助率70%以内
備考	別に定める基幹作業道指針を基準とした道であること。

基幹作業道支援

対象事業	意向調査及び意向調査等により形成された森林団地及び準森林団地に係る森林整備等
対象経費	基幹作業道の整備にかかる費用
補助金額（率）	$\text{契約面積（再造林）} / \text{契約面積（主伐）} \times 100 = \text{再造林率（A）}$ Aが50%以上・・・補助率100%以内 Aが50%未満・・・補助率70%以内
備考	別に定める基幹作業道指針を基準とした道であること。

別表 2

職づくり支援

共通事項

事業実施主体	市内に本店を有する意欲と能力のある林業経営体
重要な変更	申請事業費の増額
対象経費	対象事業費から消費税及び地方消費税を除いた経費

機械化支援

対象経費	林業機械等の購入およびリース費用
補助金額（率）	① 国又は県の補助事業に該当した場合：1／3以内 ② 国又は県の補助事業に該当しない場合 (1) 高性能林業機械：1／2以内 (2) 高性能林業機械以外：1／3以内 (3) スマート林業用の機器：1／3以内 ※ (1)、(2)については機器単体の価格が100万円未満（税抜）のものは対象外とする。
備考	高性能林業機械とは下記のいずれかの要件を満たすもの ・ 1機種において2以上の機能を有するもの ・ 国又は県の事業において高性能林業機械として認められたもの 高性能林業機械以外とは下記の要件を満たすもの ・ 1機種において1つの機能しか有していないもの スマート林業用の機器とは下記の要件をみたすもの ・ 地理的空間表示、ICT等を活用し生産性や安全性の向上をはかるもの

経営改善支援

対象経費	経営課題や人的資源管理の課題等の改善のために行う契約に係る費用
補助金額（率）	対象経費の1/2（上限50万円）
備考	契約の相手先が社会保険労務士、中小企業診断士等の資格を有すること。

別表3

人づくり支援

共通事項

事業実施主体	市内に本店を有する意欲と能力のある林業経営体
重要な変更	申請事業費の増額

雇用促進支援

対象経費 及び 補助上限額	雇用促進のための次の取組	補助上限額
		広告宣伝・PR・ツール作成
	(1) 広告掲載料、印刷製本費、カタログ、パンフレット、PR動画を新規に作成する費用	50万円
	(2) 広告掲載料、印刷製本費、カタログ、パンフレット、PR動画を更新する費用（※萩市事業の情報発信等を含めた更新であること。）	50万円
	ホームページ作成	
	(1) 自社ホームページを新規に開設する費用	50万円
	(2) 自社ホームページを更新する費用（※萩市事業の情報発信等を含めた更新であること。）	10万円
	就業支援活動	
	(1) 学校等への訪問にかかる費用（旅費、宿泊費）	10万円
	(2) 就職説明会等にかかる費用（旅費、宿泊費、参加費等）	10万円
	(3) 学校等のインターンシップ受入費用（受入10,000円/人日）	10万円
補助金額（率）	対象経費（※）に係る費用の1/2以内 ※ 対象事業費から消費税及び地方消費税を除いた経費	

研修支援

対象経費	担い手の育成のために必要な研修に係る費用
補助金額	研修1日につき5,000円以内（上限100日）

別記

第1号様式（第4条関係）

森・職・人づくり支援事業補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年度森・職・人づくり支援事業を下記のとおり実施したいので、森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 事業計画

別添のとおり（様式任意）

3 補助事業の経費の配分及び負担区分

（単位：円）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		市A	事業実施主体B	その他C

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

森・職・人づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知する。

記

1. 交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

森・職・人づくり支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知のありました森・職・人づくり支援事業の実施については、下記のとおり変更したいので、森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 変更事業計画
別添のとおり（様式任意）
- 3 補助事業の経費の配分及び負担区分

（単位：円、上段：変更後・下段：変更前）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		市A	事業実施主体B	その他C

第4号様式（第10条関係）

森・職・人づくり支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け指令 第 号の交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 事業実績
別添のとおり（様式任意）
- 3 補助事業の経費の配分及び負担区分

（単位：円）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		市A	事業実施主体B	その他C

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

森・職・人づくり支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった森・職・人づくり支援事業補助金交付要
綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額の確定を決定したので通知する。

記

1. 交付確定額 金 円

第6号様式（第12条関係）

森・職・人づくり支援事業補助金精算払請求書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました補助金について、
森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	市費補助金 (確定額)	既受領額	今回請求額

(振込口座)

金融機関名： _____
支 店 名： _____
口 座 種 類： _____ (普通口座等)
口 座 番 号： _____
(フリガナ)： _____
口 座 名 義： _____

第7号様式（第13条関係）

森・職・人づくり支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました補助金について、森・職・人づくり支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	市費補助金	既受領額	今回請求額	残額

(振込口座)

金融機関名： _____
支 店 名： _____
口 座 種 類： _____ (普通口座等)
口 座 番 号： _____ (フリガナ)： _____
口 座 名 義： _____

別 表

事 業 名	補助金額 (円)	事 業 内 容
合 計		